

変更箇所は下線を引いています。言い回しの修正など、軽微な変更は記載していません。

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p>第1編 総論</p> <p>第1章 区の責務、計画の位置づけ</p> <p>国の平和と国民の安全を確保するためには、良好な国際協調関係の確立や国際社会との協力などにより武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何より重要である。</p> <p><u>しかしながら、世界の各地では大規模な軍事侵攻や紛争が発生するとともに、テロやサイバー攻撃、弾道ミサイルの開発、発射実験などが頻発している中で、日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。</u></p> <p>万一、外部からの武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合には、区は、住民の生命、身体及び財産を守る必要があることから、この計画を策定するものである。</p> <p>については、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、区の責務、武力攻撃事態及び緊急対処事態への対処等について以下のとおり定める。</p> <p>1 区の責務及び区国民保護計画の位置づけ</p> <p>(1) 区の責務</p> <p>(略)</p> <p>区（区長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、これらの法令や平成18年3月に策定された東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、目黒区の国民保護に関する計画（以下「区国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、区の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 区国民保護計画の構成</p> <p>区国民保護計画は、以下の各編により構成する。</p> <p>第1編 総論</p> <p>第2編 想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第4編 復旧等</p> <p>第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>第6編 平素からの備え</p>	<p>第1編 総論</p> <p>第1章 区の責務、計画の位置づけ、<u>構成等</u></p> <p>国の平和と国民の安全を確保するためには、良好な国際協調関係の確立や国際社会との協力などにより武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何より重要である。</p> <p><u>このため、本区においては、平和都市宣言を行うとともに、平和祈念事業や国際交流事業などの取組みを行ってきたところであり、今後も基本構想の理念の一つとして位置づけた「人権と平和を尊重する」社会の実現を目指し、これらの取組みについて一層の推進に努めなければならない。</u></p> <p><u>しかし、</u>万一、外部からの武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合には、区は、住民の生命、身体及び財産を守る必要があることから、この計画を策定するものである。</p> <p>については、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、区の責務、計画の構成等について以下のとおり定める。</p> <p>1 区の責務及び区国民保護計画の位置づけ</p> <p>(1) 区の責務</p> <p>(略)</p> <p>区（区長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、これらの法令や平成18年3月に策定された東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、目黒区の国民保護に関する計画（以下「計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、区の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 区国民保護計画の構成</p> <p>区国民保護計画は、以下の各編により構成する。</p> <p>第1編 総論</p> <p>第2編 平素からの備え</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第4編 復旧等</p> <p>第5編 緊急対処事態への対処</p> <p><u>資料編</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p>3 区国民保護計画の見直し、変更手続</p> <p>(1) 区国民保護計画についての見直し (略) 区国民保護計画の見直しに当たっては、<u>目黒区国民保護協議会</u>（以下「<u>区国民保護協議会</u>」という。）の意見を尊重するとともに、<u>目黒区地域防災計画</u>（以下「<u>地域防災計画</u>」という。）との調整を図りつつ、広く関係者の意見を求める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本方針 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 国民に対する情報提供 区は、武力攻撃事態等が発生した場合は、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時、適切な方法で提供する。 <u>区は、いわゆるデマ情報の拡散による被害拡大の防止に努めるとともに、デマ情報への注意喚起を併せて実施する。</u></p> <p>(4) 関係機関相互の連携協力の確保 区は、国、都、近隣区並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。 <u>区は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。以下同じ。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</u></p> <p>(5) 国民の協力 (略) また、区は、<u>東京消防庁（消防署）とともに、消防団及び</u>防災区民組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。</p> <p>(6) ~ (9) (略)</p>	<p>3 区国民保護計画の見直し、変更手続</p> <p>(1) 区国民保護計画についての見直し (略) 区国民保護計画の見直しに当たっては、区国民保護協議会の意見を尊重するとともに、区地域防災計画との調整を図りつつ、広く関係者の意見を求める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本方針 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 国民に対する情報提供 区は、武力攻撃事態等が発生した場合は、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時、適切な方法で提供する。 <u>(新設)</u></p> <p>(4) 関係機関相互の連携協力の確保 区は、国、都、近隣区並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。 <u>(新設)</u></p> <p>(5) 国民の協力 (略) また、区は防災区民組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。</p> <p>(6) ~ (9) (略)</p>

(変更案) 目黒区国民保護計画		(現行) 目黒区国民保護計画	
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱 (略) (図略) ■区の事務		第3章 関係機関の事務又は業務の大綱 (略) (図略) ■区の事務	
機関の名称	事務又は業務の大綱	機関の名称	事務又は業務の大綱
目黒区	<p>1 <u>区国民保護計画の作成</u></p> <p>2 <u>区国民保護協議会の設置、運営</u></p> <p>3 <u>目黒区国民保護対策本部（以下「区国民保護対策本部」という。）及び目黒区緊急対処事態対策本部（以下「区緊急対処事態対策本部」という。）の設置、運営</u></p> <p>4 組織・体制の整備、訓練</p> <p>5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>	目黒区	<p>1 国民保護計画の作成</p> <p>2 国民保護協議会の設置、運営</p> <p>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</p> <p>4 組織・体制の整備、訓練</p> <p>5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>
■都の事務(略)		■都の事務(略) (新設)	
機関の名称	事務又は業務の大綱		
国	<p>1 <u>基本指針の策定</u></p> <p>2 <u>対処基本方針の策定</u></p> <p>3 <u>事態対策本部の設置、運営</u></p> <p>4 <u>指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置に関する対処基本方針に基づく総合的な推進</u></p> <p>5 <u>警報の発令、避難措置の指示その他の住民の避難に関する措置の実施</u></p> <p>6 <u>救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</u></p> <p>7 <u>武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示、生活関連等施設の安全確保に関する措置、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置、被災情報の公表</u></p>		

(変更案) 目黒区国民保護計画		(現行) 目黒区国民保護計画
<p><u>その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</u></p> <p><u>8 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</u></p> <p><u>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</u></p>		
■国（指定地方行政機関）		
機関の名称		事務又は業務の大綱
関東総合通信局	<p><u>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</u></p> <p><u>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること</u></p> <p><u>3 非常事態における重要通信の確保</u></p> <p><u>4 非常通信協議会の指導育成</u></p>	
関東財務局	<p><u>1 地方公共団体に対する災害融資</u></p> <p><u>2 金融機関に対する緊急措置の指示</u></p> <p><u>3 普通財産の無償貸付</u></p> <p><u>4 被災施設の復旧事業費の査定の立会い</u></p>	
東京税関	<u>輸入物資の通関手続</u>	
関東信越厚生局	<u>救援等に係る情報の収集及び提供</u>	
東京労働局	<u>被災者の雇用対策</u>	
関東農政局	<p><u>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保</u></p> <p><u>2 農業関連施設の応急復旧</u></p>	
関東森林管理局	<u>武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給</u>	
関東経済産業局	<p><u>1 救援物資の円滑な供給の確保</u></p> <p><u>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</u></p> <p><u>3 被災中小企業の振興</u></p>	
関東東北産業保安監督部	<p><u>1 危険物等の保全</u></p> <p><u>2 鉱山における災害時の応急対策</u></p>	
関東地方整備局	<p><u>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧</u></p> <p><u>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</u></p> <p><u>3 港湾施設の応急復旧</u></p>	
関東運輸局	<p><u>1 運送事業者への連絡調整</u></p> <p><u>2 運送施設及び車両の安全保安</u></p>	
東京航空局	<p><u>1 飛行場使用に関する連絡調整</u></p> <p><u>2 航空機の航行の安全確保</u></p>	

(変更案) 目黒区国民保護計画		(現行) 目黒区国民保護計画
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置	
東京管区気象台	気象状況の把握及び情報の提供	
第三管区海上保安本部	<p><u>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達</u></p> <p><u>2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保</u></p> <p><u>3 生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限区域の指定等</u></p> <p><u>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示</u></p> <p><u>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</u></p>	
関東地方環境事務所	<p><u>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u></p> <p><u>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u></p>	
北関東防衛局	<p><u>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</u></p> <p><u>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</u></p>	
■自衛隊		
機関の名称	<u>事務又は業務の大綱</u>	
陸上自衛隊	<u>武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）</u>	
東部方面総監部		
海上自衛隊		
横須賀地方総監部		
航空自衛隊		
作戦システム運用隊		
■指定公共機関・指定地方公共機関		
機関の名称	<u>事務又は業務の大綱</u>	
災害研究機関	<u>武力攻撃災害に関する指導、助言等</u>	
放送事業者	<u>警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送</u>	
運送事業者	<p><u>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送</u></p> <p><u>2 旅客及び貨物の運送の確保</u></p>	
電気通信事業者	<p><u>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力</u></p> <p><u>2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</u></p>	
電気事業者	<u>電気の安定的な供給</u>	

(変更案) 目黒区国民保護計画		(現行) 目黒区国民保護計画
ガス事業者	ガスの安定的な供給	
水道事業者	水の安定的な供給	
水道用水供給事業者		
工業用水道事業者		
日本郵便株式会社	郵便の確保	
一般信書便事業者	一般信書便事業者	
病院その他の医療機関	医療の確保	
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理	
日本赤十字社	<u>1 医療救護</u> <u>2 外国人の安否調査</u> <u>3 災害救援物資の備蓄及び配分</u> <u>4 輸血用血液製剤の確保及び供給</u> <u>5 その他の救護業務に関すること</u>	
日本銀行	<u>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</u> <u>2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u> <u>3 金融機関の業務運営の確保に係る措置</u> <u>4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u> <u>5 各種措置に係る広報</u> <u>6 海外中央銀行等との連絡・調整</u>	

第4章 区の地理的、社会的特徴

(略)

1 区の地理的特徴

(1) 地形

本区は、東京23区の南西部に位置し、渋谷区、品川区、大田区、世田谷区に隣接している。

本区の面積は14.67km²であり、これは23区全体の2.4%に当たり、23区中16番目の広さとなっている。

(略)

(2) (略)

2 区の社会的特徴

(1) 人口分布

令和2年の国勢調査によると、本区はおよそ28万8千人の人口を擁し、人口密度は1km²当たりおよそ1万9千人となっている。総じて区北部の東山・大橋一丁目、上目黒五丁目、区東部の中目

第4章 区の地理的、社会的特徴

(略)

(新設)

(1) 地形

本区は、東京23区の南西部に位置し、渋谷区、品川区、大田区、世田谷区に隣接している。

本区の面積は14.70km²であり、これは23区全体の2.4%に当たり、23区中16番目の広さとなっている。

(略)

(2) (略)

(新設)

(3) 人口分布

平成17年の国勢調査によると、本区はおよそ26万4千人の人口を擁し、人口密度は1km²当たりおよそ1万8千人となっている。総じて区北部の東山・大橋一丁目、上目黒五丁目、区東部の中目黒一丁

(変更案) 目黒区国民保護計画				(現行) 目黒区国民保護計画				
黒一丁目・四丁目、区中央部の上目黒四丁目・祐天寺・中央町、鷺番地区、区南部の目黒本町・原町地区の人口密度が高くなっている。				目・四丁目、区中央部の上目黒四丁目・祐天寺・中央町、鷺番地区、区南部の目黒本町・原町地区の人口密度が高くなっている。				
65歳以上の高齢者はおよそ <u>5万6</u> 千人で、75歳以上の高齢者はおよそ <u>3万1</u> 千人、65歳以上の高齢者が全体に占める割合は <u>19.4%</u> となっている。また14歳以下の子どもはおよそ <u>3万1</u> 千人、全体に占める割合は <u>11.0%</u> 、15歳から64歳までの成人口はおよそ <u>20万人</u> 、割合は <u>68.4%</u> となっている。(令和2年国勢調査)				65歳以上の高齢者はおよそ <u>4万6</u> 千人で、75歳以上の高齢者はおよそ <u>2万2</u> 千人、65歳以上の高齢者が全体に占める割合は <u>17.6%</u> となっている。また14歳以下の子どもはおよそ <u>2万4</u> 千人、全体に占める割合は <u>9.1%</u> 、15歳から64歳までの成人口はおよそ <u>17万8千人</u> 、割合は <u>67.6%</u> となっている。(平成17年国勢調査)				
令和2年の国勢調査では、昼間人口は約 <u>30万1</u> 千人で、夜間人口は約 <u>28万8</u> 千人となっている。夜間人口に占める昼間人口の指数は <u>105</u> となり、これは都全体の <u>116</u> を下回っている。昼間人口のうち区外への流出人口はおよそ <u>8万3</u> 千人で、通勤者はおよそ85%、区外からの流入人口はおよそ <u>9万6</u> 千人、通勤者はおよそ82%となっている。				平成12年の国勢調査では、昼間人口は約 <u>26万7</u> 千人で、夜間人口は約 <u>23万9</u> 千人となっている。夜間人口に占める昼間人口の指数は <u>112</u> となり、これは都全体の <u>122</u> を下回っている。				
なお、区内の外国人登録者数は、令和7年4月1日現在、およそ <u>1.1万人</u> となっている。				昼間人口のうち区外への流出人口はおよそ <u>9万7千人</u> で、通勤者はおよそ85%、区外からの流入人口はおよそ <u>12万4</u> 千人、通勤者はおよそ82%となっている。				
なお、区内の外国人登録者数は、平成18年10月1日現在、およそ <u>8千人</u> となっている。								
(2) 道路、鉄道の位置				(4) 道路、鉄道の位置				
本区の道路は、国道が1路線882m、都道が7路線 <u>22,084</u> m、区道は <u>332,000</u> mで、その総延長は <u>359,992</u> mとなっている。				本区の道路は、国道が1路線882m、都道が7路線 <u>22,072</u> m、区道は <u>331,925</u> mで、その総延長は <u>354,879</u> mとなっている。				
主な道路としては、玉川通り（国道246号線）が区北部を走っており、目黒通り（都道312号線）、駒沢通り（都道416号線）が区の中央部を北東から南西にほぼ平行しながら走っている。一方、山手通り（都道317号線）が区の北部から東部を、環七通り（都道318号線）が区の西部から南部を、北西から南東にほぼ平行して走っており、区内の幹線道路の骨格を形成している。				主な道路としては、目黒通り（都道312号線）、駒沢通り（都道416号線）が区の中央部を北東から南西にほぼ平行しながら走っている。一方、環状6号線（都道317号線）が区の北部から東部を、環状7号線（都道318号線）が区の西部から南部を、北西から南東にほぼ平行して走っており、区内の幹線道路の骨格を形成している。				
このほか、首都高速道路の3号線が玉川通りの上部に、中央環状線が山手通りの地下にそれぞれ走っている。(削除)				このほか、玉川通り（国道246号線）が区北部を走っており、上部は首都高速道路3号線の高架となっている。なお、現在玉川通りと山手通りの交差点付近に、首都高速道路中央環状線の大橋ジャンクションが建設中である。				
区内の鉄道は、JRが1路線、私鉄が6路線走っている。主な路線としては東急東横線が区北東部から区南西部へ延びており、東急大井町線と東急目黒線が区南部を、東急田園都市線と京王井の頭線が区北部を走っている。また、JR山手線が区東部を走っている。				区内の鉄道は、JRが1路線、私鉄が5路線走っている。東急東横線が区北東部から区南西部へ延びており、東急大井町線と東急目黒線が区南部を、東急田園都市線と京王井の頭線が区北部を走っている。また、JR山手線が区東部を走っている。				
(略)				(略)				
■ 1日平均の駅別乗降客数（令和6年度）								
東横線	線	駅名	乗降客数		計（人）		東横線	
			定期（人）	定期外（人）	定期（人）	定期外（人）		
	中目黒	<u>94,343</u>	<u>84,166</u>	<u>178,509</u>	<u>99,241</u>	<u>65,463</u>		
	祐天寺	<u>12,922</u>	<u>16,985</u>	<u>29,907</u>	<u>16,377</u>	<u>15,089</u>		
	学芸大学	<u>35,085</u>	<u>37,611</u>	<u>72,696</u>	<u>32,318</u>	<u>31,350</u>		
	都立大学	<u>20,203</u>	<u>26,191</u>	<u>46,393</u>	<u>21,526</u>	<u>23,422</u>		
1日平均の駅別乗降客数（平成15年度）								
東横線	線	駅名	乗降客数		計（人）		東横線	
			定期（人）	定期外（人）	定期（人）	定期外（人）		
	中目黒	<u>99,241</u>	<u>65,463</u>	<u>164,704</u>	<u>99,241</u>	<u>65,463</u>		
	祐天寺	<u>16,377</u>	<u>15,089</u>	<u>31,466</u>	<u>16,377</u>	<u>15,089</u>		
	学芸大学	<u>32,318</u>	<u>31,350</u>	<u>63,668</u>	<u>32,318</u>	<u>31,350</u>		
	都立大学	<u>21,526</u>	<u>23,422</u>	<u>44,948</u>	<u>21,526</u>	<u>23,422</u>		

(変更案) 目黒区国民保護計画					(現行) 目黒区国民保護計画				
大井町線	自由が丘	36,500	48,951	85,451	大井町線	自由が丘	39,207	44,791	83,998
	自由が丘	17,740	33,397	51,137		自由が丘	13,363	22,968	36,331
	緑が丘	4,280	5,810	10,090		緑が丘	4,235	4,985	9,220
	目黒線	洗足	6,155	8,134		目黒線	8,187	7,202	15,389
田園都市線	池尻大橋	35,297	27,893	63,191	田園都市線	池尻大橋	27,734	22,468	50,202
(3) 土地利用					(5) 土地利用				
本区の用途地域は、 <u>令和3年現在</u> で住居系の用途が約 <u>7</u> 割を占めている。都心に近く、通勤・通学・買物等に便利な良好な住宅地としての土地利用が主体である。					本区の用途地域は、住居系の用途が約 <u>8</u> 割を占めている。都心に近く、通勤・通学・買物等に便利な良好な住宅地としての土地利用が主体である。				
しかし、 <u>老朽化した木造住宅が密集し、かつ、公園などの公共施設等の整備が不十分な地域も存在する。このため、目黒本町五丁目・六丁目、原町一丁目、洗足一丁目などでは、木造住宅の建替え促進、小規模公園の整備など、防災性向上や住環境整備に取り組んできた。</u>					しかし、 <u>木造住宅が密集し、公園などのオープンスペースが不足した地域も存在する。このため、目黒本町・原町地区、上目黒・祐天寺地区、駒場地区、五本木地区では、木造住宅の建替え促進、小規模公園の整備など、防災性向上や住環境整備に取り組んできた。</u>				
また、区境付近に大学、都立公園等の大規模なオープンスペースが立地している。					また、区境付近に大学、都立公園等の大規模なオープンスペースが立地している。				
<u>(削除)</u>					(6) 高層建築物				
○区内には、31mを超える高層建築物が約200棟あり、これらは目黒通り、環状6号線、環状7号線、国道246号線等の幹線道路沿いに多く立地している。さらに、高さ60m以上の超高層建築物が6棟ある。					<u>(図表省略)</u>				
(4) 自衛隊施設等					(7) 自衛隊施設等				
自衛隊施設は、 <u>隣接の世田谷区池尻一丁目に自衛隊中央病院、陸上自衛隊衛生学校がある。また、中目黒二丁目に陸上自衛隊教育訓練研究本部、航空自衛隊幹部学校、海上自衛隊幹部学校がある。</u>					自衛隊施設は、 <u>東山二丁目に自衛隊衛生学校があり、隣接の世田谷区内に自衛隊中央病院、防衛省研究本部がある。また、中目黒二丁目に防衛省第一研究所と自衛隊幹部学校が存在する。</u>				
(5) 行政区分					(8) 行政区分				
(略)					(略)				
<u>(削除)</u>					第5章 区国民保護計画が対象とする事態				
<u>(略)</u>					第2編 平素からの備え				
<u>(略)</u>					<u>(新設)</u>				
(第6編に移行)									

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p>第2編 想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態</p> <p>第1章 想定する事態類型及び事態例</p> <p>基本指針では、武力攻撃事態については4類型、緊急対処事態については4事態例が想定されている。区国民保護計画では、基本指針で想定されている類型及び事態例を対象とする。</p> <p>また、それぞれの類型において、N B C兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。</p> <p>* N : 核（物質）Nuclear B : 生物剤 Biological C : 化学剤 Chemical</p> <p>1 基本指針で想定されている類型及び事態例</p> <p>(1) 武力攻撃事態</p> <p>武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。</p> <p>基本指針では、次の4事類型が示されている。</p> <p>ア 弾道ミサイル攻撃 イ ゲリラや特殊部隊による攻撃 ウ 航空攻撃 エ 着上陸侵攻</p> <p>(2) 緊急対処事態</p> <p>緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。</p> <p>基本指針では、次の4事態例が示されている。</p> <p>ア 攻撃対象施設等による分類</p> <p>(ア) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 (事態例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力事業所等の破壊 ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・ 危険物積載船への攻撃 ・ ダムの破壊 <p>(イ) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 (事態例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 	

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画						
<p>・ <u>列車等の爆破</u></p> <p><u>イ 攻撃手段による分類</u></p> <p>(ア) <u>多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</u></p> <p>(事態例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</u> ・ <u>炭そ菌等生物剤の航空機等による大量散布</u> ・ <u>市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</u> ・ <u>水源地に対する毒素等の混入</u> <p><u>(イ) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</u></p> <p>(事態例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</u> ・ <u>弾道ミサイル等の飛来</u> <p><u>(3) 事態類型・事態例と特徴</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事態類型</th><th>特徴</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>弾道ミサイル攻撃</u> <u>弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</u></td><td> <p>○攻撃目標となりやすい地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</u> <p>○想定される主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>通常弾頭の場合にはN B C弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</u> <p>○被害の範囲・期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>弾頭の種類(通常弾頭又はN B C弾頭)により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。</u> <p>○事態の予測・察知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</u> </td></tr> <tr> <td><u>ゲリラや特殊部隊による攻撃</u></td><td>○攻撃目標となりやすい地域</td></tr> </tbody> </table>	事態類型	特徴	<u>弾道ミサイル攻撃</u> <u>弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</u>	<p>○攻撃目標となりやすい地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</u> <p>○想定される主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>通常弾頭の場合にはN B C弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</u> <p>○被害の範囲・期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>弾頭の種類(通常弾頭又はN B C弾頭)により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。</u> <p>○事態の予測・察知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</u> 	<u>ゲリラや特殊部隊による攻撃</u>	○攻撃目標となりやすい地域	
事態類型	特徴						
<u>弾道ミサイル攻撃</u> <u>弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</u>	<p>○攻撃目標となりやすい地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</u> <p>○想定される主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>通常弾頭の場合にはN B C弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</u> <p>○被害の範囲・期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>弾頭の種類(通常弾頭又はN B C弾頭)により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。</u> <p>○事態の予測・察知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</u> 						
<u>ゲリラや特殊部隊による攻撃</u>	○攻撃目標となりやすい地域						

(変更案) 目黒区国民保護計画		(現行) 目黒区国民保護計画
<p><u>比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃</u></p>	<p>・都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</p> <p>○想定される主な被害</p> <p>・少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。</p> <p>○被害の範囲・期間</p> <p>・被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</p> <p>○事態の予測・察知</p> <p>・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知することは困難である。</p>	
<p><u>航空攻撃</u></p> <p><u>爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</u></p>	<p>○攻撃目標となりやすい地域</p> <p>・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に發揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>○想定される主な被害</p> <p>・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>○被害の範囲・期間</p> <p>・航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>○事態の予測・察知</p> <p>・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定する</p>	

(変更案) 目黒区国民保護計画		(現行) 目黒区国民保護計画
	<p><u>ことは困難である。</u></p>	
着上陸侵攻 <u>多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</u>	<p>○攻撃目標となりやすい地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶により上陸を行う場合は、<u>上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</u> 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、<u>大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。</u>なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 <p>○想定される主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナー 	

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p>トなど、攻撃目標となる施設の種類によつては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>○被害の範囲・期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 <p>○事態の予測・察知</p> <ul style="list-style-type: none"> 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。 	

(4) NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃が行われることも考慮する。その場合の特徴は次のとおり

種別	特徴
○ 核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射によって生ずる。 ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 原因となる放射性物質や放射線種を特定することは困難である。

(変更案) 目黒区国民保護計画		(現行) 目黒区国民保護計画
○ 生物兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ・人に知られることなく散布することが可能である。 ・生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生するおそれがある。 ・生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等が挙げられている。 	
○ 化学兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ・急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ・建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ・地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ・化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等が挙げられている。 	

2 区国民保護計画における留意点

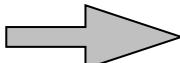
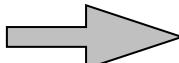
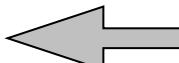
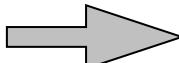
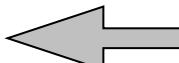
本計画では、最近の国際情勢及び大都市東京の特性を踏まえ、特に、次の二つの事態に留意する。

ア 弾道ミサイル攻撃（武力攻撃事態及び緊急対処事態）

ウクライナ危機において首都攻撃への対応の重要性が明らかになり、また、我が国の近隣ではミサイル発射が繰り返される状況にある。

区国民保護計画では、ミサイルを現実的な脅威として、ハード・ソフト両面から備えを重視する。

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画										
<p><u>イ 大規模テロ等（緊急対処事態）</u></p> <p>世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や首都東京でテロが起きた場合には、区民にも甚大な被害が想定されることから、大規模テロ等に迅速に対処すべく、区国民保護計画において実効性を確保する。</p> <p>なお、サイバー攻撃については、日常茶飯事に行われており、武力攻撃や大規模テロ等の際には、より高度なサイバー攻撃・テロも想定される。これらの攻撃は、ライフラインや医療機関等に多大な影響を及ぼし、都民生活や都市活動に大きな影響を与えるおそれもあることから、関係機関等と連携し、平時から動向に注視していくとともに、有事には適切に対応していく。</p>											
<p>第2章 緊急対処事態に関する読み替え</p> <p>区国民保護計画における「武力攻撃事態等」には、緊急対処事態を含む。「緊急対処事態」の場合は、次表のように読み替える。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>武力攻撃事態の場合</th><th>緊急対処事態の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対処基本方針</td><td>緊急対処事態対処方針</td></tr> <tr> <td>国民保護措置</td><td>緊急対処保護措置</td></tr> <tr> <td>区国民保護対策本部</td><td>区緊急対処事態対策本部</td></tr> <tr> <td>目黒区国民保護対策本部長</td><td>目黒区緊急対処事態対策本部長</td></tr> </tbody> </table>	武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合	対処基本方針	緊急対処事態対処方針	国民保護措置	緊急対処保護措置	区国民保護対策本部	区緊急対処事態対策本部	目黒区国民保護対策本部長	目黒区緊急対処事態対策本部長	
武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合										
対処基本方針	緊急対処事態対処方針										
国民保護措置	緊急対処保護措置										
区国民保護対策本部	区緊急対処事態対策本部										
目黒区国民保護対策本部長	目黒区緊急対処事態対策本部長										
<p>なお、次の規定については、緊急対処事態においては準用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事態対策本部長の総合調整の権限に関する規定 ・ 内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定 ・ 国際人道法に関する規定 ・ 赤十字標章等及び特殊標章等に関する規定 ・ 生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定 	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されたりする等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害</p>										

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p>その被害の原因が明らかではないことが多いと考えられ、区は、武力攻撃事態等の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。</p> <p>(略)</p> <p>1 事態認定前における危機管理会議等の開催及び初動措置</p> <p>(1) 危機管理会議等の開催</p> <p>ア 区長は、現場からの情報により<u>武力攻撃事態等の発生又は発生のおそれ</u>を把握した場合においては、速やかに、関係機関に連絡を行うとともに、区として的確かつ迅速に対処するため、「<u>目黒区危機管理会議の設置及び運営に関する要綱</u>」に基づき、「危機管理会議」を開催する。なお、事態の態様に応じて関係部課長等を召集し、情報収集・分析、対応策の検討、総合調整などの事態発生に迅速に対応できるよう、即応体制を強化する。</p> <p>※住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が<u>武力攻撃事態等の発生又は発生のおそれ</u>を把握した場合は、直ちにその旨を区長及び幹部職員等に報告する。</p> <p>《危機管理会議の構成等》</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-right: 20px;"> 危機管理会議 <ul style="list-style-type: none"> <u>・区長（座長）</u> <u>・副区長（副座長）</u> <u>・教育長（副座長）</u> <u>・各部長</u> <u>・企画経営部企画経営課長、企画経営部特命担当課長、企画経営部秘書課長、企画経営部財政課長、企画経営部広報広聴課長、資産経営部資産経営課長、総務部総務課長、総務部人事課長、危機管理部危機管理課長、危機管理部生活安全担当課長、危機管理部地域防災推進担当課長及び危機管理部防災課長</u> </div> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 10px;"> 迅速な情報収集・提供 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-right: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・都 ・警察 ・消防 ・海上保安部等 ・自衛隊 ・その他関係機関 </div>  </div> </div> <p>《危機管理会議の構成等》</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-right: 20px;"> 危機管理会議 <ul style="list-style-type: none"> <u>・区長・助役</u> <u>・収入役</u> <u>・教育長</u> <u>・企画経営部長</u> <u>・区長室長</u> <u>・総務部長</u> <u>・区民生活部長</u> <u>・関係部課長（庶務）</u> <u>・総務課、防災課</u> </div> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 10px;"> 迅速な情報収集・提供 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-right: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・都 ・警察 ・消防 ・海上保安部等 ・自衛隊 ・その他関係機関 </div>  </div> </div>	<p>の原因が明らかではないことが多いと考えられ、区は、武力攻撃事態等<u>や緊急対処事態</u>の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。</p> <p>(略)</p> <p>1 事態認定前における危機管理会議等の開催及び初動措置</p> <p>(1) 危機管理会議等の開催</p> <p>① 区長は、現場からの情報により<u>多数の人を殺傷する行為等の事案</u>の発生を把握した場合は、速やかに、<u>都、警察及び、消防</u>関係機関に連絡を行うとともに、区として的確かつ迅速に対処するため、「危機管理会議」を開催する。<u>「危機管理会議」は、区長、助役、収入役、教育長、企画経営部長、区長室長、総務部長、区民生活部長により構成する。また、事態の態様に応じて関係部課長等</u>を召集し、情報収集・分析、対応策の検討、総合調整などの事態発生に迅速に対応できるよう、即応体制を強化する。</p> <p>※住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を区長及び幹部職員等に報告する。</p> <p>《危機管理会議の構成等》</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-right: 20px;"> 危機管理会議 <ul style="list-style-type: none"> <u>・区長・助役</u> <u>・収入役</u> <u>・教育長</u> <u>・企画経営部長</u> <u>・区長室長</u> <u>・総務部長</u> <u>・区民生活部長</u> <u>・関係部課長（庶務）</u> <u>・総務課、防災課</u> </div> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 10px;"> 迅速な情報収集・提供 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-right: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・都 ・警察 ・消防 ・海上保安部等 ・自衛隊 ・その他関係機関 </div>  </div> </div>

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p>① 危機管理会議は、関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当面、危機管理会議体制による対応を図る旨について、都に連絡を行う。この場合において、危機管理会議は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。</p> <p>ウ (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)</p> <p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 (略)</p> <p>この場合において、区長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、区の区域において武力攻撃事態等が発生した又は発生するおそれがある場合に迅速に対応できるよう必要に応じて全庁的な体制を構築する。</p> <p>第2章 区国民保護対策本部の設置等 (略)</p> <p>1 区国民保護対策本部の設置 (1) 区国民保護対策本部の設置の手順 ア 国は、対処基本方針を定め、国の対策本部を設置 その際、内閣総理大臣は、国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び区市町村を指定 イ (略) ウ (略) エ 区国民保護対策本部員及び区国民保護対策本部職員の参集 区国民保護対策本部を設置した場合には、区国民保護対策本部員、区国民保護対策本部職員等に対し、電話又はチャット等による連絡網を活用し、区国民保護対策本部へ参集するよう連絡する。 オ 区国民保護対策本部の開設 区国民保護対策本部統括部職員は、総合庁舎に区国民保護対策本部を開設するとともに、区国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する。特に、通信手段については、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、状態を確認する。 区は、区国民保護対策本部を設置したときは、区議会に本部を設置した旨を連絡する。</p>	<p>② 「危機管理会議」は、警視庁、東京消防庁（消防署）及びその他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当面、危機管理会議体制による対応を図る旨について、都に連絡を行う。この場合、危機管理会議は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。</p> <p>③ (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)</p> <p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 (略)</p> <p>この場合、区長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、本区の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じて全庁的な体制を構築する。</p> <p>第2章 区対策本部の設置等 (略)</p> <p>1 区対策本部の設置 (1) 区対策本部の設置の手順 (新設) ① (略) ② (略) ③ 区対策本部員及び区対策本部職員の参集 区対策本部担当者は、区対策本部員、区対策本部職員等に対し、電話かメール等による連絡網を活用し、区対策本部に参集するよう連絡する。 ④ 区対策本部の開設 区対策本部担当者は、区防災センターに区対策本部を開設するとともに、区対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する。特に、通信手段については、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、状態を確認する。 区は、区対策本部を設置したときは、区議会に区対策本部を設置した旨を連絡する。</p>

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画															
<p>力 (略)</p> <p>キ 本部の代替機能の確保</p> <p>区は、区国民保護対策本部が被災した場合等、区国民保護対策本部を総合庁舎内に設置できない場合は、防災センターに区国民保護対策本部を設置する。</p> <p>また、区外への避難が必要で、区内に区国民保護対策本部を設置することができない場合には、都と区国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。</p> <p><u>(表削除)</u></p>	<p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保</p> <p>区は、区対策本部が被災した場合等、区対策本部を区防災センター内に設置できない場合は、下記の順位にしたがい、区対策本部を予備施設に設置する。なお、事態の状況に応じ、区長の判断により、順位を変更することができる。</p> <p>また、区外への避難が必要で、区内に区対策本部を設置することができない場合には、都と区対策本部の設置場所について協議を行う。</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>順 位</th><th>施 設 名</th><th>住 所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td><td>総合庁舎</td><td>目黒区上目黒2-19-15</td></tr> <tr> <td>第2順位</td><td>区民センター</td><td>目黒区目黒2-4-36</td></tr> <tr> <td></td><td>区民キャンパス</td><td>目黒区八雲1-1</td></tr> <tr> <td></td><td>緑が丘文化会館</td><td>目黒区緑が丘2-14-23</td></tr> </tbody> </table>	順 位	施 設 名	住 所	第1順位	総合庁舎	目黒区上目黒2-19-15	第2順位	区民センター	目黒区目黒2-4-36		区民キャンパス	目黒区八雲1-1		緑が丘文化会館	目黒区緑が丘2-14-23
順 位	施 設 名	住 所														
第1順位	総合庁舎	目黒区上目黒2-19-15														
第2順位	区民センター	目黒区目黒2-4-36														
	区民キャンパス	目黒区八雲1-1														
	緑が丘文化会館	目黒区緑が丘2-14-23														
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 区国民保護対策本部の組織体制</p> <p>■区対策本部/組織編成・分掌事務</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 区対策本部の構成及び所掌事務</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(表削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(表削除)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織編成</th><th>分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td><td>本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。</td></tr> <tr> <td>副本部長</td><td>本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。</td></tr> <tr> <td>統括部</td><td> <p>区国民保護措置の総合調整に関すること。</p> <p>区国民保護措置の立案に関すること。</p> <p>本部長の指示及び命令の伝達に関すること。</p> <p>避難情報の発令に関すること。</p> <p>関係機関、他の地方公共団体等との連絡、応援要請等に関すること。</p> <p>本部会議の運営に関すること。</p> <p>被害状況及び災害対応の記録に関すること。</p> <p>本部の予算に関すること。</p> <p>気象情報、交通情報、災害情報、被害情報等の集約及び分析に関すること。</p> <p>避難情報等の広報に関すること。</p> <p>来庁者の相談に関すること。</p> <p>コールセンターの設置及び運営に関すること。</p> <p>災害対策に係る個人情報保護に関すること。</p> <p>庁用車の管理に関すること。</p> <p>本部の設置のための空間確保に関すること。</p> </td></tr> </tbody> </table>	組織編成	分掌事務	本部長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。	副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。	統括部	<p>区国民保護措置の総合調整に関すること。</p> <p>区国民保護措置の立案に関すること。</p> <p>本部長の指示及び命令の伝達に関すること。</p> <p>避難情報の発令に関すること。</p> <p>関係機関、他の地方公共団体等との連絡、応援要請等に関すること。</p> <p>本部会議の運営に関すること。</p> <p>被害状況及び災害対応の記録に関すること。</p> <p>本部の予算に関すること。</p> <p>気象情報、交通情報、災害情報、被害情報等の集約及び分析に関すること。</p> <p>避難情報等の広報に関すること。</p> <p>来庁者の相談に関すること。</p> <p>コールセンターの設置及び運営に関すること。</p> <p>災害対策に係る個人情報保護に関すること。</p> <p>庁用車の管理に関すること。</p> <p>本部の設置のための空間確保に関すること。</p>								
組織編成	分掌事務															
本部長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。															
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。															
統括部	<p>区国民保護措置の総合調整に関すること。</p> <p>区国民保護措置の立案に関すること。</p> <p>本部長の指示及び命令の伝達に関すること。</p> <p>避難情報の発令に関すること。</p> <p>関係機関、他の地方公共団体等との連絡、応援要請等に関すること。</p> <p>本部会議の運営に関すること。</p> <p>被害状況及び災害対応の記録に関すること。</p> <p>本部の予算に関すること。</p> <p>気象情報、交通情報、災害情報、被害情報等の集約及び分析に関すること。</p> <p>避難情報等の広報に関すること。</p> <p>来庁者の相談に関すること。</p> <p>コールセンターの設置及び運営に関すること。</p> <p>災害対策に係る個人情報保護に関すること。</p> <p>庁用車の管理に関すること。</p> <p>本部の設置のための空間確保に関すること。</p>															

(変更案) 目黒区国民保護計画		(現行) 目黒区国民保護計画
	<p><u>備蓄物資及び救援物資の配給に関すること。</u></p> <p><u>本部の職員の食料等の配給に関すること。</u></p> <p><u>各部間の応援職員及び人員調整に関すること。</u></p> <p><u>関係機関、他の地方公共団体等の応援職員の受入れ、配置等に関すること。</u></p> <p><u>外国人の支援に関すること。</u></p> <p><u>防災語学ボランティアの受入れ、配置等に関すること。</u></p> <p><u>他の部に属しないこと。</u></p>	
避難支援部	<p><u>帰宅困難者の対応に関すること。</u></p> <p><u>広域避難場所での対応に関すること。</u></p> <p><u>避難所の開設及び運営に関すること。</u></p> <p><u>避難所における食料及び物資に関すること。</u></p>	
生活再建支援部	<p><u>義援金の受領及び配分に関すること。</u></p> <p><u>生活再建支援の案内に関すること。</u></p> <p><u>罹災証明書の交付申請の受付、発行等に関すること。</u></p> <p><u>被災者台帳の作成に関すること。</u></p> <p><u>災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給及び援護貸付けに関すること。</u></p> <p><u>身元不明者の対応に関すること。</u></p> <p><u>遺体の搬送、収容及び埋火葬に関すること。</u></p>	
要配慮者支援部	<p><u>災害ボランティアセンターの支援に関すること。</u></p> <p><u>福祉系ボランティアの受入れ、配置等に関すること。</u></p> <p><u>要配慮者の避難支援に関すること。</u></p> <p><u>福祉避難所の開設及び運営に関すること。</u></p> <p><u>要配慮者の相談に関すること。</u></p> <p><u>保護者不明等の乳幼児の保護に関すること。</u></p>	
医療支援部	<p><u>医療機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>医療機関の応援職員等の受入れ、配置等に関すること。</u></p> <p><u>医薬品等の確保に関すること。</u></p> <p><u>救護所の設置に関すること。</u></p> <p><u>医療支援活動に関すること。</u></p> <p><u>保健活動に関すること。</u></p> <p><u>衛生活動に関すること。</u></p> <p><u>防疫活動に関すること。</u></p>	
都市復旧部	<p><u>建築専門ボランティアの受入れ、配置等に関すること。</u></p> <p><u>土木施設の被害調査に関すること。</u></p>	

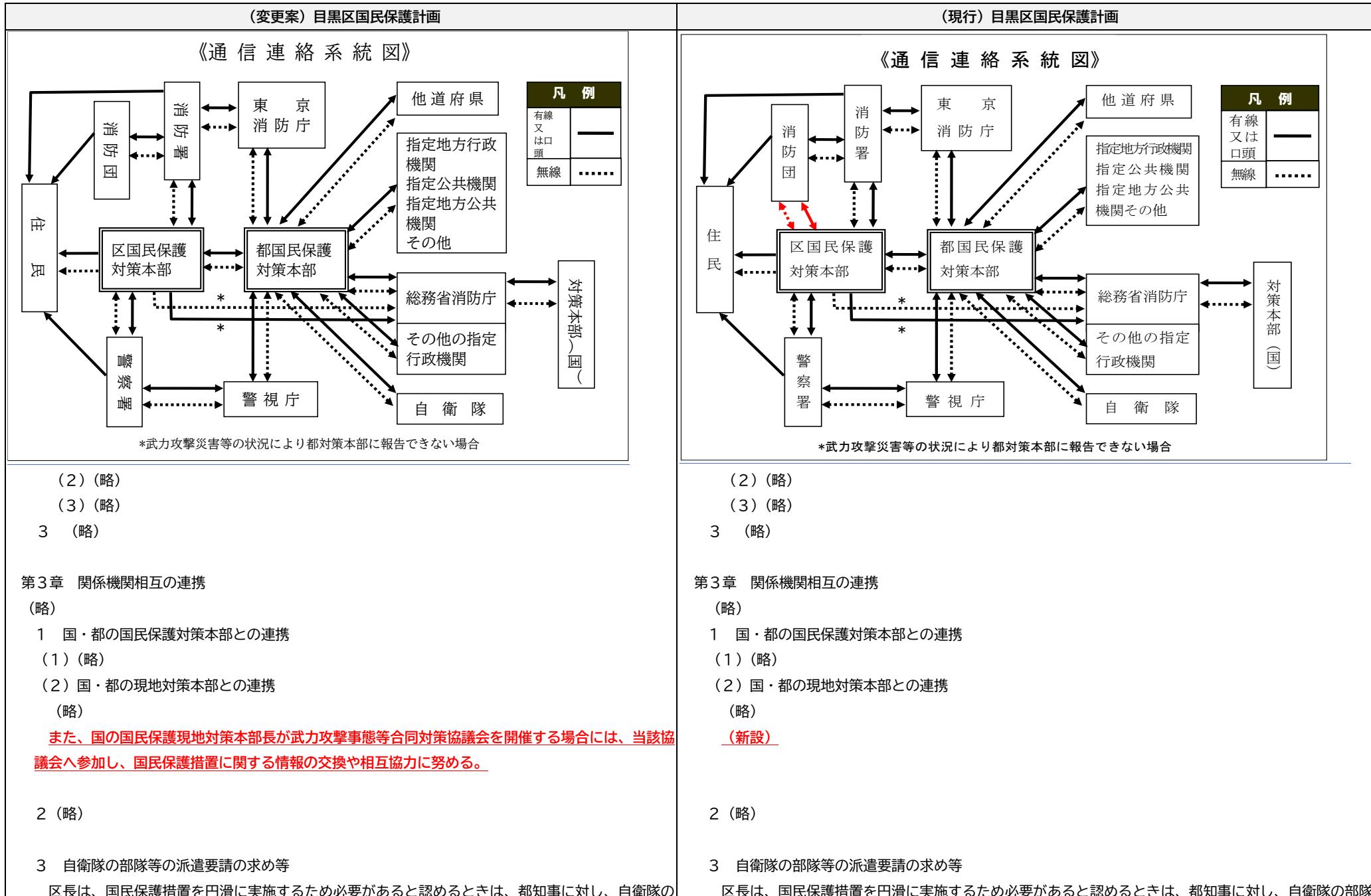
(変更案) 目黒区国民保護計画			(現行) 目黒区国民保護計画
<u>土木施設の応急復旧にすること。</u> <u>道路啓開にすること。</u> <u>被災建築物の応急危険度判定にすること。</u> <u>崖地及び擁壁の点検及び緊急措置にすること。</u> <u>被災建築物の被害認定調査にすること。</u> <u>区有建築物の応急復旧にすること。</u> <u>被災建築物の公費解体にすること。</u> <u>倒壊家屋に係る災害廃棄物の搬送にすること。</u> <u>応急仮設住宅の調整、募集及び管理運営にすること。</u>			
災害廃棄物処理部	<u>東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等との災害廃棄物の調整にすること。</u> <u>災害廃棄物の運搬、収集及び一時集積にすること。</u>		
■区対策本部/配置する職員			
部	配置する職員		
	本部長・副本部長・ 部長	割当職員	
		班長	その他職員
本部長	<u>本部長</u> <u>区長</u>	二	二
副本部長	<u>副本部長</u> <u>副区長</u> <u>教育長</u>	二	二
統括部	<u>統括部長</u> <u>危機管理部長</u> <u>副部長</u> <u>企画経営部長</u> <u>総務部長</u>	<u>危機管理課長</u> <u>生活安全課長</u> <u>地域防災推進課長</u> <u>防災課長</u> <u>企画経営課長</u> <u>特命担当課長</u> <u>資産経営課長</u> <u>秘書課長</u> <u>財政課長</u> <u>広報広聴課長</u> <u>情報政策課長</u> <u>DX戦略担当課長</u>	<u>左記の課長の配下に</u> <u>属する職員</u>

(変更案) 目黒区国民保護計画				(現行) 目黒区国民保護計画
		<u>総務課長</u> <u>人権政策課長</u> <u>人事課長</u> <u>契約課長</u> <u>文化・交流課長</u> <u>会計課長</u> <u>区議会事務局次長</u> <u>選挙管理委員会事務</u> <u>局次長</u> <u>監査事務局次長</u>		
<u>避難支援部</u>	<u>避難支援部長</u> <u>教育次長</u>	<u>教育政策課長</u> <u>学校運営課長</u> <u>学校ＩＣＴ担当課長</u> <u>教育指導課長</u> <u>教育支援担当課長</u> <u>生涯学習課長</u> <u>八雲中央図書館長</u>	<u>左記の課長の配下に</u> <u>属する職員</u> <u>地域避難所参集指定</u> <u>職員</u>	
<u>生活再建支援部</u>	<u>生活再建</u> <u>支援部長</u> <u>区民生活部長</u>	<u>地域振興課長</u> <u>税務課長</u> <u>滞納対策担当課長</u> <u>臨時給付金担当課長</u> <u>国保年金課長</u> <u>産業経済・消費生活課</u> <u>長</u> <u>スポーツ振興課長</u> <u>戸籍住民課長</u> <u>北部地区サービス事</u> <u>務所長</u> <u>東部地区サービス事</u> <u>務所長</u> <u>中央地区サービス事</u> <u>務所長</u> <u>南部地区サービス事</u> <u>務所長</u>	<u>左記の課長の配下に</u> <u>属する職員</u>	

(変更案) 目黒区国民保護計画				(現行) 目黒区国民保護計画
		西部地区サービス事務所長 生活福祉課長		
要配慮者支援部	要配慮者支援部長 健康福祉部長（福祉事務所長） 副部長 子ども若者部長	健康福祉計画課長 福祉総合課長 介護保険課長 高齢福祉課長 障害施策推進課長 障害者支援課長 子育て支援課長 放課後子ども対策担当課長 子ども家庭センター所長 子ども家庭支援拠点整備担当課長 保育課長 保育計画担当課長	左記の課長の配下に属する職員	
医療支援部	医療支援部長 保健所長（健康推進部長）	健康推進課長 生活衛生課長 保健予防課長 地域保健課長	左記の課長の配下に属する職員	
都市復旧部	都市復旧部長 都市整備部長 資産経営部長 街づくり推進部長	都市計画課長 都市整備課長 地区整備担当課長 木密地域整備担当課長 土木管理課長 みどり土木政策課長 道路公園課長 道路公園サービス事務所担当課長 建築課長	左記の課長の配下に属する職員	

(変更案) 目黒区国民保護計画				(現行) 目黒区国民保護計画
		住宅課長 施設管理課長 施設整備担当課長		
災害廃棄物処理部	災害廃棄物処理部長 環境清掃部長	環境保全課長 清掃リサイクル課長 清掃事務所長	左記の課長の配下に 属する職員	
<p>※1 組織体制、分掌事務については、区災害対策本部運営マニュアルと同様の配置としている。各部の具体的な業務手順については、区災害対策本部運営マニュアルに基づき行動する。</p> <p>※2 産業経済部長・文化・スポーツ部長・会計管理者・区議会事務局長・選挙管理委員会事務局長・監査事務局長は区国民保護対策本部職員として配置せず、通常の行政組織の職員として非常時優先業務などに取り組むこととする。</p> <p>※3 班長・その他職員については、割り当てられた職員のうちから災対各部長が職員配置を決める。</p> <p>※4 地域避難所参集指定職員については、通常の行政組織における所属課にかかわらず、避難支援部に配置している。</p>				
<p>■武力攻撃事態等における東京消防庁（消防署）の業務 <u>（都国民保護計画抜粋）</u> (表略)</p> <p>(4) 区国民保護対策本部における広報等 (略) 【区対策本部における広報体制】 ア 広報責任者の設置 (略) イ 広報手段 広報は、SNSや広報紙、記者会見・発表、問合せ窓口の開設、ウェブサイトやX（旧Twitter）、アプリ等のほか、多様な手段を活用して行う。</p> <p>ウ 留意事項 (ア) (略) <u>(イ) デマ情報への注意喚起を併せて実施し、住民の冷静かつ安全な行動を促す。</u> (ウ) (略) (エ) (略)</p>				
<p>【武力攻撃事態等における東京消防庁（消防署）の業務】 (表略)</p> <p>(4) 区対策本部における広報等 (略) 【区対策本部における広報体制】 広報責任者の設置 (略) ① 広報手段 広報紙、報道機関への情報提供、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネット、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。</p> <p>② 留意事項 ア) (略) <u>(新設)</u> イ) (略) ウ) (略)</p>				

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p>(5) (略)</p> <p>(6) 現地連絡調整所の設置</p> <p>区は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺の<u>安全が確保された場所</u>に現地連絡調整所を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 区対策本部長の権限</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 東京都国民保護対策本部長に対する総合調整の要請</p> <p>区<u>国民保護</u>対策本部長は、特に必要があると認めるときは、<u>東京都国民保護対策本部長（以下「都対策本部長」という。）</u>に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) 現地連絡調整所の設置</p> <p>区は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 区対策本部長の権限</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 都対策本部長に対する総合調整の要請</p> <p>区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。</p> <p>(略)</p>
<p>(8) 区<u>国民保護</u>対策本部の廃止</p> <p>(略)</p> <p>区国民保護対策本部の廃止に伴い、区国民保護現地対策本部を廃止する。</p>	<p>(8) 区対策本部の廃止</p> <p>(略)</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>2 通信の確保</p> <p>(1) 情報通信手段の確保</p> <p>区は、以下の手段により、区国民保護対策本部と、区域内にある区有施設や防災関係行政機関等、区国民保護現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>目黒区防災行政無線（デジタル移動系通信システム）</u> ・<u>災害時優先電話</u> ・<u>目黒区災害情報共有システム</u> ・<u>東京都防災システム（東京都災害情報システム、画像転送システム、東京都防災行政無線等）</u> 等 	<p>2 通信の確保</p> <p>(1) 情報通信手段の確保</p> <p>区は、携帯電話、移動系区防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、区対策本部と区現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p>
武力攻撃事態等における通信連絡体制は次のとおり	武力攻撃事態等における通信連絡体制は次のとおり



(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p>部隊等の派遣要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて自衛隊東京地方協力本部長又は本区の国民保護協議会委員である隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては防空指揮群司令を介し、防衛大臣に連絡する。</p>	<p>等の派遣要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は本区の国民保護協議会委員である隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては防空指揮群司令を介し、防衛大臣に連絡する。</p>
<p>区長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条の規定による防衛出動及び治安出動及び同法第81条の規定による都知事の要請に基づく治安出動により出動した部隊とも、区国民保護対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。</p>	<p>区長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、区国民保護対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。</p>
<p>区は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、関係機関と十分に協議する。</p>	<p>区は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、関係機関（都、警視庁等）と十分に協議する。</p>
<p>4～6(略)</p>	<p>4～6(略)</p>
<p>7 防災区民組織等に対する支援等</p>	<p>7 防災区民組織等に対する支援等</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) ボランティア活動への支援等</p>	<p>(2) ボランティア活動への支援等</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>また、区は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。</p>	<p>また、区は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、第一次避難場所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。</p>
<p>(3) 民間からの救援物資の受入れ</p>	<p>(3) 民間からの救援物資の受入れ</p>
<p>区は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、地域避難所（補完避難所を含む。）及び福祉避難所（第6編第2章の避難施設の区分を除き、以下「避難所」という。）への配送等の体制の整備等を図る。</p>	<p>区は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、第一次避難場所への配送等の体制の整備等を図る。</p>
<p>8 住民への協力要請</p>	<p>8 住民への協力要請</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>・避難住民の誘導</p>	<p>・避難住民の誘導</p>
<p>・避難住民等の救援</p>	<p>・避難住民等の救援</p>
<p>・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</p>	<p>・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</p>
<p>・保健衛生の確保</p>	<p>・保健衛生の確保</p>

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p><u>協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。</u></p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>1 警報の内容の伝達・通知</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 住民がとるべき行動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>落ち着いて情報収集に努める（防災行政無線、テレビ、ラジオ等）</u> ・ <u>警報の内容に応じ、直ちに身を守る行動をとる</u> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p><u>(1) 警報の伝達方法</u></p> <p>警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）※1等を活用し、地方公共団体に伝達される。区長は、全国瞬時警報システムと連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する※2。</p> <p>ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本区が含まれる場合</p> <p>原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p>イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本区が含まれない場合</p> <p>原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やウェブサイト、SNS等への掲載をはじめとする手段により、周知を図る。なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。</p> <p>(略)</p> <p><u>※1全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u></p> <p>対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>1 警報の内容の伝達・通知</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p><u>(1) 警報の内容の伝達方法</u>については、当面の間は、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>①「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本区が含まれる場合</p> <p>この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p>②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本区が含まれない場合</p> <p>ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</p> <p>イ なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。</p> <p>(略)</p>

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p>※2全国瞬時警報システムによって情報が伝達されなかつた場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をウェブサイト等に掲載する等により、周知を図る。</p>	
<p>(2) 関係機関との連携 区長は、警報の内容の伝達に当たり、東京消防庁（消防署）の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。 (略)</p>	<p>(2) 区長は、警報の内容の伝達に当たり、東京消防庁（消防署）の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。 (略)</p>
<p>(3) 要配慮者への伝達 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。 (4) (略) 3 (略)</p>	<p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉関係所管との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。 (4) (略) 3 (略)</p>
<p>第2 避難住民の誘導等 (略) 1 (略) 2 避難実施要領の策定 (1) (略) (2) 避難実施要領に記載する項目 (略) ・地域避難所及び集合方法 (略)</p> <p>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 (略) ・輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合） (都との役割分担、運送事業者との連絡網、避難所の選定) ・避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置） (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第2 避難住民の誘導等 (略) 1 (略) 2 避難実施要領の策定 (1) (略) (2) 避難実施要領に記載する項目 ①、② (略) ③避難先及び集合方法 ④～⑫ (略)</p> <p>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 (略) ⑤輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合） (都との役割分担、運送事業者との連絡網、避難所の選定) ⑥要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置） ⑦～⑩ (略)</p> <p>(4) (略)</p>

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p>(5) (略)</p> <p>3 避難住民の誘導 (1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) 大規模集客施設等における避難</u> 区は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策を取る。</p> <p><u>(7) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮</u> 区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、「避難行動要支援者名簿」を活用しながら避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。なお、避難行動要支援者の避難に関して、区は、避難所及び広域避難場所等の拠点までの運送を支援する。</p> <p><u>(8) 日本語を理解できない外国人に対する情報伝達</u> 区は、日本語を理解できない外国人に対する避難の指示等の周知について、ウェブサイト等を介しての多言語等での災害情報の発信などの情報伝達に努める。</p> <p><u>(9) 残留者等への対応</u> (略)</p> <p><u>(10) 地域避難所等の運営</u> 区は、原則、区内に所在する地域避難所等を運営する。</p> <p><u>(11) 地域避難所等における安全確保等</u> 区は、警視庁（警察署）が行う被災地、地域避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、警視庁（警察署）と協力し、住民等からの相談に対応するなど地域避難所等における住民等の不安の軽減に努める。 区は、その管理する地域避難所等において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。</p> <p><u>(12) ~ (16) (略)</u></p> <p><u>(17) 住民の行動</u></p> <p><u>ア 住民の取るべき行動</u> 状況に応じて適切な避難行動を取る。 行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。</p> <p><u>イ 住民の協力</u> 避難住民その他の者は、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な</p>	<p>(5) (略)</p> <p>3 避難住民の誘導 (1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 高齢者、障害者等要援護者への配慮</u> 区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要援護者対策班を設置し、都災害要援護者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。なお、要援護者の避難に関して、区は、第一次避難場所、広域避難場所等の拠点までの運送を支援する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8) 第一次避難場所等の運営</u> 区は、原則、区内に所在する第一次避難場所等を運営する。</p> <p><u>(9) 第一次避難場所等における安全確保等</u> 区は、警視庁（警察署）が行う被災地、第一次避難場所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、警視庁（警察署）と協力し、住民等からの相談に対応するなど第一次避難場所等における住民等の不安の軽減に努める。 区は、その管理する第一次避難場所等において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。</p> <p><u>(10) ~ (14) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p><u>協力をするよう努める。</u></p> <p><u>※協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたること</u> <u>があつてはならない。</u></p> <p>4 想定される避難の形態と区による誘導</p> <p>(1) 突発的かつ局地的な事態の場合</p> <p><u>ア</u> (略) <u>(ア)</u> (略) (図略)</p> <p><u>【該当する事態類型と避難上の留意点】</u></p> <p>○弾道ミサイル攻撃 (通常弾頭、BC弾頭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>発射後短時間で着弾することが予想されるため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように、全国瞬時警報システムによる情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める等、被害の局限化が重要</u> ・当初はできるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。 <p>(略)</p> <p>○弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ</p> <p>(略)</p> <p>○ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>(略)</p> <p>○航空攻撃 (通常爆弾等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃に準じる。 ・<u>近年ではドローン（無人機）による攻撃も生起していることから留意が必要である。</u> <p>(略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合</p> <p>○弾道ミサイル攻撃 (核弾頭)</p> <p>(略)</p> <p>○航空攻撃 (核弾頭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃 (核弾頭) に準じる。 ・<u>近年ではドローン（無人機）による攻撃も生起していることから留意が必要である。</u> 	<p>4 想定される避難の形態と区による誘導</p> <p>(1) 突発的かつ局地的な事態の場合</p> <p>(略) ① (略) (図略)</p> <p><u>【該当する事態類型と避難上の留意点】</u></p> <p>弾道ミサイル攻撃 (通常弾頭、BC弾頭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>発射後短時間での着弾が予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要。</u> ・当初はできるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、<u>地下街</u>、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。 <p>(略)</p> <p>○弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ</p> <p>(略)</p> <p>○ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>(略)</p> <p>○航空攻撃 (通常爆弾等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃に準じる。 <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合</p> <p>○弾道ミサイル攻撃 (核弾頭)</p> <p>(略)</p> <p>○航空攻撃 (核弾頭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃 (核弾頭) に準じる。 <p><u>(新設)</u></p>

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
(3) (略) (4) (略)	(3) (略) (4) (略)
第6章 救援	第6章 救援
1 救援の実施 (略)	1 救援の実施 <u>(1) 救援の実施</u> <u>区長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき、都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。</u>
<u>(1) 救援に関する措置</u> <u>ア 救援の種類</u> <u>・収容施設の供与</u> <u>・食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与</u> <u>・医療の提供及び助産</u> <u>・被災者の搜索及び救出</u> <u>・埋葬及び火葬</u> <u>・電話その他の通信設備の提供</u> <u>・武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</u> <u>・学用品の給与</u> <u>・死体の搜索及び処理</u> <u>・武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u>	
<u>イ 救援の基準</u> <u>区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</u> <u>区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</u>	
(2) (略) 2 (略) <u>(1 救援の実施 に移行)</u>	(2) (略) 2 (略) <u>3 救援の程度及び方法の基準</u>
<u>3 救援の内容</u> (1) 収容施設の供与 <u>ア 避難所</u>	<u>4 救援の内容</u> (1) 収容施設の供与 <u>① 避難所</u>

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p>(ア) 避難所の開設・運営 区は、区内が避難先地域になった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に<u>避難所を開設し、女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める</u>。(都があらかじめ指定する大規模な施設を避難場所とする場合は都が開設)</p> <p>(イ) ~ (エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>工 医療の要請等に従事する者の安全確保 区は、<u>医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。</u></p> <p>(4) 被災者の搜索及び救出 区は、警視庁、東京消防庁（消防署）及び自衛隊（以下「警視庁等」という。）が中心となって行う被災者の搜索、救出に必要な協力をう。</p> <p>(5) ~ (10) (略)</p>	<p>ア 第一次避難場所・二次避難所の開設・運営 区は、区内が避難先地域になった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に第一次避難場所を開設する。(都があらかじめ指定する大規模な施設を<u>第一次避難場所</u>とする場合は都が開設)</p> <p><u>イ~エ (略)</u></p> <p><u>② (略)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 被災者の搜索及び救出 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う被災者の搜索、救出に必要な協力をう。</p> <p>(5) ~ (10) (略)</p>
<p>第7章 安否情報の収集・提供 (略)</p> <p>1 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 区は、避難住民<u>又は負傷若しくは</u>死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号により収集する。 また、<u>避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、区が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。</u> ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集する。 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 都に対する報告</p>	<p>第7章 安否情報の収集・提供 (略)</p> <p>1 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 区は、避難住民<u>や負傷あるいは</u>死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号、により収集する。 <u>(新設)</u></p> <p>ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集する。 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 都に対する報告</p>

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p>区は、都への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。</u>ただし、事態が急迫している場合などこれらの方によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 照会者の本人確認</p> <p>区は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（<u>マイナンバーカード</u>、運転免許証等）を窓口において提出又は提示させる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 日本赤十字社に対する協力</p> <p>(略)</p>	<p>区は、都への報告に当たっては、原則として、<u>省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）により都に送付する。</u>ただし、事態が急迫している場合などこれらの方によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 照会者の本人確認</p> <p>①区は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、<u>健康保険の被保険証</u>等）を窓口において提出又は提示させる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 日本赤十字社に対する協力</p> <p>(略)</p>

第8章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

(略)

1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方

(1) 都・各機関等の役割分担

機関の名称	主な役割
国 対策本部 指定行政機関： 指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ・著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ・生活関連等施設の安全確保 ・危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止
都	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ・緊急通報の発令、内容の通知 ・生活関連等施設の安全確保 ・危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連施設等の安全確保に係る立入制限区域の指定 ・避難後の無人化した地域、避難所における警戒 ・被災者の救助活動 ・生活関連等施設の安全確保に対する協力

第8章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

(略)

1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方

（新設）

(変更案) 目黒区国民保護計画		(現行) 目黒区国民保護計画
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制（特に要避難地域、警戒区域等の周辺地域） ・消火、救助・救急活動 ・生活関連等施設の安全確保に対する協力 ・危険物質等（消防法による危険物）に係る武力攻撃災害の発生の防止 	
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ・生活関連等施設の安全確保 ・危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止 ・退避の指示、指示内容の通知 ・警戒区域の設定 	
第三管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連施設等の安全確保に係る立入制限区域の指定 ・生活関連等施設の安全確保に対する協力 ・海上における被災者の救助活動 	
自衛隊	武力攻撃災害が発生した場合の対処等の実施	
指定公共機関・ 指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報の放送（放送事業者） ・生活関連等施設の安全確保 	
(2) ~ (4) (略)		
2 武力攻撃災害の兆候の通報		
<p><u>(1) 住民の協力等</u></p> <p><u>ア 発見者の通報義務等</u></p> <p>武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を区長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。</p> <p><u>イ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力</u></p> <p>当該区域内の住民は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。</p> <p><u>ウ 保健衛生の確保への協力</u></p> <p>当該区域内の住民は、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。</p> <p>※ イ及びウについて、協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。</p>		
2 武力攻撃災害の兆候の通報		
<p><u>(新設)</u></p>		

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p><u>(2) 都知事への通知</u> (略)</p> <p>第2 応急措置等 (略)</p> <p>1 退避の指示 (1) 退避の指示 区長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。 この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。 <u>警察官は、区長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。</u> (略)</p> <p>(2) 退避の指示に伴う措置等 区長は、退避の指示を行ったときは、<u>防災行政無線、広報車、ウェブサイト、SNS等を通じて、退避の指示を</u>速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>第3 生活関連等施設における災害への対処等 区は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう国、都、その他の関係機関と連携した区の対処に関して、以下のとおり定める。 <u>また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組を促進する。</u> (略)</p> <p>第4 NBC攻撃による災害への対処等 (1) ~ (3) (略)</p>	<p><u>(1) 都知事への通知</u> (略)</p> <p>第2 応急措置等 (略)</p> <p>1 退避の指示 (1) 退避の指示 区長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。 この場合において、<u>退避の指示に際し、</u>必要により現地連絡調整所を設けて（<u>又は、</u>関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。 <u>(新設)</u> (略)</p> <p>(2) 退避の指示に伴う措置等 ①区長は、退避の指示を行ったときは、<u>区防災行政無線、広報車等により</u>速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>第3 生活関連等施設における災害への対処等 区は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう国、都、その他の関係機関と連携した区の対処に関して、以下のとおり定める。 <u>(新設)</u> (略)</p> <p>第4 NBC攻撃による災害への対処等 (1) ~ (3) (略)</p>

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>区は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p>	<p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>区は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p>
<p><u>ア</u> 核攻撃等の場合</p> <p>(略)</p> <p><u>核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。</u></p>	<p><u>①</u>核攻撃等の場合</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>イ</u> 生物剤による攻撃の場合</p> <p>区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。</p> <p>また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。区の<u>危機管理部長</u>は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害状況等の把握方法とは異なる点に<u>鑑み</u>、保健衛生担当所管と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。</p> <p>(略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p><u>②</u>物剤による攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。 また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。区の<u>国民保護担当所管</u>は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に<u>かんがみ</u>、保健衛生担当所管と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。 <p>(略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
<p>第9章 被災情報の収集及び報告</p> <p>区は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は、<u>災害情報共有システム</u>、<u>高所カメラ</u>、<u>防災行政無線</u>、<u>災害時優先電話</u>、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。 区は、情報収集に当たっては、<u>関係機関</u>との連絡を密にする。 <u>区は、収集した被災情報の第一報を火災・災害等即報要領に基づき都に報告し、その後は隨時、都に被災情報の続報を報告するものとする。災害の状況により都対策本部に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。</u> <p>(図略)</p>	<p>第9章 被災情報の収集及び報告</p> <p>区は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 区は、<u>電話</u>、<u>区防災行政無線</u>その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。 区は、情報収集に当たっては、<u>警視庁（警察署）</u>、<u>東京消防庁（消防署）</u>、<u>海上保安部等</u>との連絡を密にする。 <u>③区は、収集した被災情報の第一報を都※に対し下記様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。</u> <u>④区は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について下記様式を用いて、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに都に報告する。</u>

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
	<p><u>(図略)</u></p> <p><u>※災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する</u></p>
<p>第10章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>区は、地域防災計画の定めに準じて「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 石綿含有建築物等の応急措置</p> <p>武力攻撃災害等の状況に応じて、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（第3版・令和5年4月、環境省水・大気環境局大気環境課作成）に係る仕組みを活用して、被災建築物等からの石綿飛散防止のために応急措置等を行う。</p>	<p>第10章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>①区は、地域防災計画の定めに準じて「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第11章 (略)</p>	<p>第11章 (略)</p>
<p>第4編 復旧等</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 損失補償及び損害補償</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>第4編 復旧等</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 損失補償及び損害補償</p> <p><u>国民保護法に基づき区が行う損失補償及び損害補償の手続等については、都国民保護計画に準じて定めるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処</p> <p>(略)</p> <p>■想定される事態類型</p>	<p>第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処</p> <p>(略)</p> <p>■想定される事態類型</p>

(変更案) 目黒区国民保護計画		(現行) 目黒区国民保護計画			
事態例	事例	事態類型	事例		
<u>(1) 攻撃対象施設等による分類</u>		<u>① 危険物質を有する施設への攻撃</u>	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダムの破壊		
<u>①危険物質を有する施設への攻撃</u>	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダムの破壊	<u>② 大規模集客施設等への攻撃</u>	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破		
<u>②大規模集客施設等への攻撃</u>	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破	<u>③ 大量殺傷物質による攻撃</u>	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入		
<u>(2) 攻撃手段による分類</u>		<u>④ 交通機関を破壊手段とした攻撃</u>	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ		
<u>①大量殺傷物質による攻撃</u>	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入	(略)			
<u>②交通機関を破壊手段とした攻撃</u>	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	(略)			
(略)					
第1章 初動対応力の強化					
(略)					
1 (略)		1 (略)			
2 対処マニュアルの整備		2 対処マニュアルの整備			
(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備		(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備			
区は、都が作成する <u>対処要領及び各種マニュアル</u> を基に、地域の特性を踏まえ、テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備を進める。		区は、都が作成する <u>各種対処マニュアル</u> を基に、地域の特性を踏まえ、テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備を進める。			
(2) (略)		(2) (略)			
3～7 (略)		3～7 (略)			
第2章 (略)					
第3章 (略)					
第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処					
(略)					
1 危険物質を有する施設への攻撃		1 危険物質を有する施設への攻撃			
(1) 攻撃による影響		(1) 攻撃による影響			
ア (略)		① (略)			
イ (略)		② (略)			
ウ 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。		(新設)			

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<u>(2) (削除)</u> (3) (略) 2 大規模集客施設等への攻撃 (1) 攻撃による影響 ア 爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生する恐れがある。 イ 住民等は、不安を抱き、パニックが生じるおそれがある。	<u>(2) 平素の備え</u> (3) (略) 2 大規模集客施設等への攻撃 (1) 攻撃による影響 爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生する恐れがある。 <u>(新設)</u> <u>(2) 平素の備え</u>
<u>(2) (削除)</u> (3) (略) 3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム） (1) (略) <u>(2) 削除</u> (3) (略) 4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤） (1) 攻撃による影響 ア 生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。 イ 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。	<u>(3) (略)</u> 3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム） (1) (略) <u>(2) 平素の備え</u> (3) (略) 4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤） (1) 攻撃による影響 生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。 <u>(新設)</u> <u>(2) 平素の備え</u>
<u>(2) (削除)</u> (3) (略) 5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤） (1) 攻撃による影響 ア (略) イ (略) ウ (略) エ 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。	<u>(3) (略)</u> 5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤） (1) 攻撃による影響 ① (略) ② (略) ③ (略) <u>(新設)</u> <u>(2) 平素の備え</u> (3) (略)
<u>(2) (削除)</u> (3) (略) 6 交通機関を破壊手段とした攻撃 (1) 攻撃による影響 ア (略) イ (略) ウ 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。	<u>(2) 平素の備え</u> (3) (略) 6 交通機関を破壊手段とした攻撃 (1) 攻撃による影響 ① (略) ② (略) <u>(新設)</u> <u>(2) 平素の備え</u> (3) 略

(変更案) 目黒区国民保護計画		(現行) 目黒区国民保護計画
第6編 平素からの備え		第2編 平素からの備え
第1章 組織・体制の整備等		第1章 組織・体制の整備等
第1 区における組織・体制の整備		第1 区における組織・体制の整備
(略)		(略)
1 区の各部における平素の業務		1 区の各部における平素の業務
(略)		(略)
■区の各部における平素の業務		■区の各部における平素の業務
名 称	平 素 の 業 務	平 素 の 業 務
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する総合調整に関すること。 ・国民保護協議会の運営に関すること。 ・国民保護計画の見直し・変更に関すること。 ・初動体制の整備に関すること。 ・職員の参集基準に関すること。 ・非常通信体制の整備に関すること。 ・都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等との連絡体制の整備に関すること。 ・警報の通知、避難の指示、緊急通報に係わる整備に関すること。 ・関係防災機関との連絡に関すること。 ・避難住民の誘導に関すること。 ・警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・安否情報の収集、提供体制の整備に関すること。 ・国民保護対策本部開設の応援に関すること。 ・特殊標章等の交付、許可に関すること。 <u>・給水に係わる準備に関すること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する総合調整に関すること。 ・国民保護協議会の運営に関すること。 ・国民保護計画の見直し・変更に関すること。 ・初動体制の整備に関すること。 ・職員の参集基準に関すること。 ・非常通信体制の整備に関すること。 ・都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等との連絡体制の整備に関すること。 ・警報の通知、避難の指示、緊急通報に係わる整備に関すること。 ・関係防災機関との連絡に関すること。 ・避難住民の誘導に関すること。 ・警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・安否情報の収集・提供体制の整備に関すること。 ・国民保護対策本部開設の応援に関すること。 ・特殊標章等の交付、許可に関すること。 <u>・区施設の点検及び保全に関すること。</u>
資産経営部	<u>・区施設の点検及び保全に関すること。</u>	
企画経営部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護計画にかかる広報に関すること。 ・報道機関との連絡に関すること。 ・国民保護対策関係予算に関すること。 ・住民からの問い合わせに関する指導、総括に関すること。 ・情報機器の保全に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護計画にかかる広報に関すること。 ・報道機関との連絡に関すること。 ・国民保護対策関係予算に関すること。 ・住民からの問い合わせに関する指導、総括に関すること。 ・情報機器の保全に関すること。

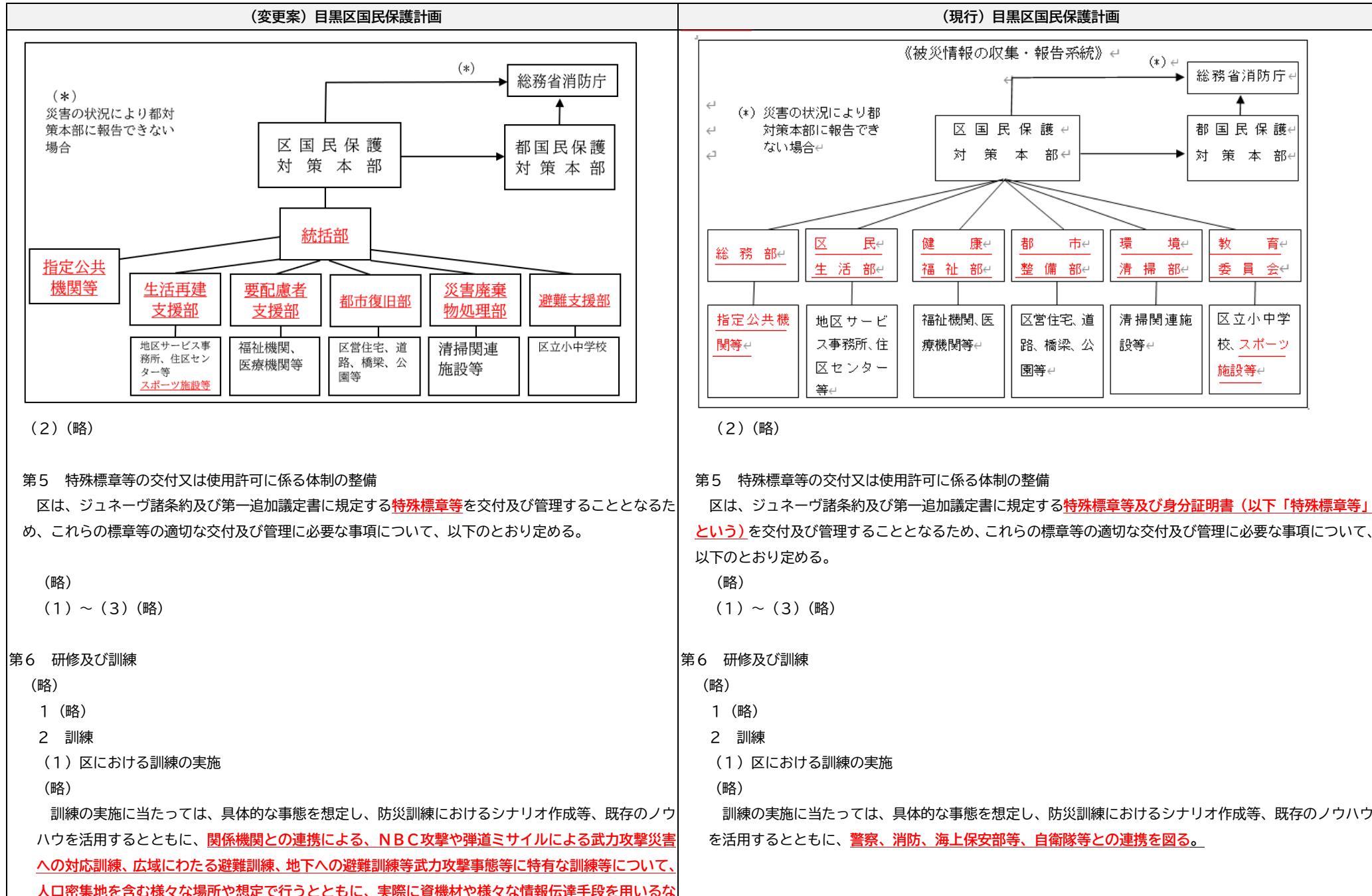
(変更案) 目黒区国民保護計画		(現行) 目黒区国民保護計画	
区民生活部	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体との連絡に係わること。 地区サービス事務所、住区センターとの連絡調整に関すること。 所管施設の保全及び施設利用者への周知並びに安全確保に関すること。 関係団体との連絡に関すること。 商工業、金融機関との連絡に関すること。 物資調達に係わる商工業への協力要請等、健康福祉部の応援に関すること。 	区民生活部	<ul style="list-style-type: none"> 給水に係わる準備に関すること。 各種団体との連絡に係わること。 地区サービス事務所、住区センターとの連絡調整に関すること。 所管施設の保全及び施設利用者への周知並びに安全確保に関すること。 関係団体との連絡に関すること。 商工業・金融機関との連絡に関すること。 物資調達に係わる商工業への協力要請等、健康福祉部の応援に関すること。
健康福祉部 福祉事務所 保健所 健康推進部 子ども若者部	<ul style="list-style-type: none"> 目黒区医師会、その他医療機関との連絡調整に関すること。 医薬品、医療器具、防疫資材、その他諸資材の調達及び補給に関すること。 医療救護、乳幼児・妊娠婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関するこ と。 被害家屋及び下水道の消毒等に関すること。 福祉施設の点検及び保全に関すること。 福祉施設利用者への周知及び安全確保に関すること。 関係団体との連絡に関すること。 食料その他の救援物資の輸送及び配分の準備に関すること。 	健康福祉部 福祉事務所 保健所	<ul style="list-style-type: none"> 目黒区医師会、その他医療機関との連絡調整に関すること。 医薬品、医療器具、防疫資材、その他諸資材の調達及び補給に関すること。 医療救護、乳幼児・妊娠婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関するこ と。 被害家屋及び下水道の消毒等に関すること。 福祉施設の点検及び保全に関すること。 福祉施設利用者への周知及び安全確保に関すること。 関係団体との連絡に関すること。 食料その他の救援物資の輸送及び配分の準備に関すること。
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> 住宅に関する住民の問い合わせに関すること。 区施設の点検、保全の応援に関すること。 区営住宅等の点検、保全に関すること。 がけ地及び擁壁の防災、安全確保に関すること。 道路、橋梁、公園等の点検整備及び復旧に関すること。 土木用資機材の点検に関すること。 	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> 住宅に関する住民の問い合わせに関すること。 区施設の点検、保全の応援に関すること。 区営住宅等の点検、保全に関すること。 がけ地及び擁壁の防災・安全確保に関すること。 道路、橋梁、公園等の点検整備及び復旧に関すること。 土木用資機材の点検に関すること。
環境清掃部	<ul style="list-style-type: none"> 清掃業務に関する住民からの問い合わせに関すること。 清掃関連施設との連絡調整に関すること。 清掃関連資機材の点検整備に関すること。 	環境清掃部	<ul style="list-style-type: none"> 清掃業務に関する住民からの問い合わせに関すること。 清掃関連施設との連絡調整に関すること。 清掃関連資機材の点検整備に関すること。
会計管理室	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策に必要な現金及び物品の収納に関すること。 他の部の応援に関すること。 	収入役室	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策に必要な現金及び物品の収納に関すること。 他の部の応援に関すること。
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の設置及び管理に関すること。 避難住民の誘導に関すること。 被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関すること。 被災児童及び生徒の学用品の給与に関すること。 	教育委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の設置及び管理に関すること。 避難住民の誘導に関すること。 被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関すること。 被災児童及び生徒の学用品の給与に関すること。

(変更案) 目黒区国民保護計画		(現行) 目黒区国民保護計画	
区議会事務局	・議会との連絡調整に関すること。 ・他の部の応援に関すること。	区議会事務局	・議会との連絡調整に関すること。 ・他の部の応援に関すること。
選挙管理委員会事務局	・他の部の応援に関すること。	選挙管理委員会事務局	・他の部の応援に関すること。
監査事務局	・他の部の応援に関すること。	監査事務局	・他の部の応援に関すること。
* 国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整、企画立案等については、 危機管理部長 が行う。			* 国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整、企画立案等については、 総務部長及び防災課長等の国民保護担当責任者 が行う。 (略)
2 区職員の参集基準等			
(1) (略)	(1) (略)	(2) 24時間即応体制の確保	(2) 24時間即応体制の確保
(略) このため、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて、速やかに区長及び 危機管理部 職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。	(略) このため、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて、速やかに区長及び 国民保護担当 職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。	なお、夜間・休日における関係機関等からの連絡受付は、総合庁舎 夜間巡回員 及び防災センター保守管理委託業者を基本とする。	なお、夜間・休日における関係機関等からの連絡受付は、総合庁舎 警備職員 及び防災センター保守管理委託業者を基本とする。
(3) 区の体制及び職員の参集基準等	(3) 区の体制及び職員の参集基準等	(略)	(略)
■職員参集基準			
体制	参集基準		
情報連絡体制	・ 危機管理部職員 、事態・事案関係課職員が参集		
危機管理会議体制	・危機管理会議構成員（ 区長、副区長、教育長、企画経営部長、資産経営部長、総務部長、危機管理部長、区民生活部長、産業経済担当部長、文化・スポーツ担当部長、健康福祉部長、健康推進部長、子ども若者部長、都市整備部長、街づくり推進担当部長、環境清掃部長、会計管理者、区議会事務局長、教育次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、企画経営課長、特命担当課長、秘書課長、財政課長、広報広聴課長、資産経営課長、総務課長、人事課長、生活安全担当課長、地域防災推進担当課長、防災課長 ） ・ 危機管理部危機管理課及び防災課職員 、事態・事案関係課職員		
国民保護対策本部体制	・全ての区職員が本庁又は出先機関等に参集		
災害対策本部体制	・全ての区職員が本庁又は出先機関等に参集		
(略)	(略)		
■職員参集基準			
体制	参集基準		
①情報連絡体制	・ 総務部防災課職員 、事態・事案関係課職員が参集		
②危機管理会議体制	・危機管理会議構成員（ 区長、助役、収入役、教育長、企画経営部長、区長室長、総務部長、区民生活部長、総務課長、防災課長 ） ・ 総務部総務課・防災課職員 、事態・事案関係課職員		
③国民保護対策本部体制	・全ての区職員が本庁又は出先機関等に参集		
④災害対策本部体制	・全ての区職員が本庁又は出先機関等に参集		

（変更案）目黒区国民保護計画	（現行）目黒区国民保護計画
<p>（4）幹部職員等への連絡手段の確保 区の幹部職員及び危機管理部職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール、<u>チャット</u>等による連絡手段を確保する。</p>	<p>（4）幹部職員等への連絡手段の確保 区の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。なお、危機管理会議構成員等については、災害時優先携帯電話を配備する。</p>
<p>（5）幹部職員等の参集が困難な場合の対応 (略)</p>	<p>（5）幹部職員等の参集が困難な場合の対応 (略)</p>
<p>■意思決定者不在時の流れ図</p> <p>（本部） 本部長 ←→ 副本部長 ←→ 危機管理部長 ←→ 防災課長 ←→ 本部員 ←→ 部長級又は課長級職員</p> <p>（各所管部） 部長 ←→ 庶務担当課長 ←→ 課長 ←→ 係長級職員</p> <p>各部においてあらかじめ定める。←</p>	<p>■意思決定者不在時の流れ図</p> <p>（本部長室） 本部長 ←→ 副本部長 ←→ 総務部長 ←→ 防災課長 ←→ 本部員 ←→ 部長級又は課長級職員</p> <p>（各所管部） 部長 ←→ 庶務担当課長 ←→ 課長 ←→ 係長級職員</p> <p>各部においてあらかじめ定める。←</p>
<p>（6）(略) （7）(略) 3 (略)</p> <p>第2 関係機関との連携体制の整備 (略) 1 (略) 2 都との連携 (1)～(5) 略 (6) 消防との連携 区は、東京消防庁（消防署）における武力攻撃災害の防除及び軽減のための消火、救助・救急等の活動並びに避難住民の誘導が円滑に行われるよう、緊密な連携を図る。</p>	<p>（6）(略) （7）(略) 3 (略)</p> <p>第2 関係機関との連携体制の整備 (略) 1 (略) 2 都との連携 (1)～(5) 略 (6) 消防との連携 区は、避難住民の円滑な誘導行うことができるよう、東京消防庁（消防署）と緊密な連携を図る。</p>

(変更案) 目黒区国民保護計画		(現行) 目黒区国民保護計画
(7) 自衛隊との連携 区は、自衛隊における武力攻撃災害の防除及び軽減のための救助・救急等の活動並びに避難住民の誘導が円滑に行われるよう、緊密な連携を図る。		(新設)
3～6 (略)		3～6 (略)
第3 (略)		第3 (略)
第4 情報収集・提供等の体制整備 (略)		第4 情報収集・提供等の体制整備 (略)
1 基本的な考え方 (1) (略) (2) 体制の整備に当たっての留意事項 (略)		1 基本的な考え方 (1) (略) (2) 体制の整備に当たっての留意事項 (略)
施設・設備面 ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 ・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 ・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム、中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線等を中心に、霞ヶ関WAN、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備を行う。	施設・設備面 ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 ・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。	運用面 (略)
運用面 (3) 略		
2 警報等の伝達に必要な準備 (1) (略) (2) 防災行政無線の整備 区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無		2 警報等の伝達に必要な準備 (1) (略) (2) 防災行政無線の整備 区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p>線の整備を図る。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 全国瞬時警報システムの整備</p> <p>区は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システムを整備する。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>区は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、安否省令に規定する省令様式第1号及び第2号により収集し、安否情報システムを用いて都道府県に報告する。</p> <p>(図略)</p> <p>(2) 安否情報収集のための体制整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握</p> <p>(略)</p> <p>(4) 住民等への周知</p> <p>区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真入の社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。</p> <p>4 被災情報の収集、報告に必要な準備</p> <p>(1) 情報収集、連絡体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>■被災情報の収集、報告系統</p>	<p>整備を図る。</p> <p><u>また、その他の防災行政無線の整備に当たっては、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図るとともに、国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）の開発・整備の検討を踏まえる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) 安否情報収集のための体制整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握</p> <p>(略)</p> <p>(3) 住民等への周知</p> <p>区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入の社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。</p> <p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</p> <p>(1) 情報収集、連絡体制の整備</p> <p>(略)</p>



(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画										
<p><u>ど実践的なものとするよう努める。</u></p> <p>(2) 訓練の形態及び項目</p> <p>訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる図上訓練等、<u>様々な情報伝達手段等の手法を組み合わせ、様々な場所や想定で行うなど、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。</u></p> <p>また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び区対策本部設置運営訓練 ・警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練 ・避難誘導訓練及び救援訓練 ・弾道ミサイルを想定した訓練（全国瞬時警報システム発出時の避難行動、初動体制の構築） ・テロ等の突発的な事態発生に伴う対処に関する訓練 <p>(3) (略)</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え (略)</p> <p>1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集 (略)</p> <p>■区において集約・整理すべき基礎的資料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>住宅地図</td><td>人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ</td></tr> <tr> <td>区内の道路網のリスト</td><td>避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区道等の道路のリスト</td></tr> <tr> <td>輸送力のリスト</td><td>鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ</td></tr> <tr> <td>避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）</td><td>避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト</td></tr> <tr> <td>備蓄物質、調達可能物質のリスト</td><td>備蓄物資の所在地、数量、区内の主要な民間事業者のリスト</td></tr> </tbody> </table>	住宅地図	人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ	区内の道路網のリスト	避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区道等の道路のリスト	輸送力のリスト	鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ	避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）	避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト	備蓄物質、調達可能物質のリスト	備蓄物資の所在地、数量、区内の主要な民間事業者のリスト	<p>(2) 訓練の形態及び項目</p> <p>訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。</p> <p>また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び区対策本部設置運営訓練 ・警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練 ・避難誘導訓練及び救援訓練 (新設) (新設) <p>(3) (略)</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え (略)</p> <p>1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集 (略)</p> <p>【区において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地図 (* 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ) ・区内の道路網のリスト (* 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区道等の道路のリスト) ・輸送力のリスト (* 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ) ・鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ ・避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース） (* 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト) ・備蓄物質、調達可能物質のリスト (* 備蓄物資の所在地、数量、区内の主要な民間事業者のリスト) ・生活関連等施設等のリスト (* 避難住民の誘導に影響を与えるかねない一定規模以上のもの)
住宅地図	人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ										
区内の道路網のリスト	避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区道等の道路のリスト										
輸送力のリスト	鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ										
避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）	避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト										
備蓄物質、調達可能物質のリスト	備蓄物資の所在地、数量、区内の主要な民間事業者のリスト										

(変更案) 目黒区国民保護計画		(現行) 目黒区国民保護計画
生活関連等施設等のリスト	避難住民の誘導に影響を与えるかねない一定規模以上のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定 ・防災区民組織等の連絡先一覧 (＊代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等) ・消防機関リスト (＊東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧) ・災害時要援護者の避難支援プラン
関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定	－	
防災区民組織等の連絡先一覧	代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等	
消防機関リスト	東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧	
避難行動要支援者名簿	－	
(2) (略)		(2) (略)
(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮		(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮
区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、 避難行動要支援者名簿 を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。		区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、 避難支援プラン を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。
その際、避難誘導時において、防災・福祉関係所管を中心とした横断的な 避難行動要支援者支援班 を迅速に設置し、都の災害援護者対策総括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。		その際、避難誘導時において、防災・福祉関係所管を中心とした横断的な 災害時要援護者支援班 を迅速に設置し、都の災害援護者対策総括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。
※【避難行動要支援者名簿について】		(新設)
<p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）参照）。避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の 10 において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</p> <p>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市（町村）は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</p>		(4) ~ (6) (略)
(4) ~ (6) (略)		2 (略)
2 (略)		3 (略)
3 (略)		4 (略)
4 (略)		5 避難施設の指定への協力
5 避難施設の指定への協力		区は、都が行う避難施設の指定に際しては、 施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報 を提
区は、都が行う避難施設の指定に際しては、 以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力す		

(変更案) 目黒区国民保護計画				(現行) 目黒区国民保護計画																																																						
供するなど都に協力する。 (略)				る。 (略)																																																						
国民保護法に基づき都が指定する避難施設は、次のように区分する。				《避難施設の区分》																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th><th>定義等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内避難施設</td><td>避難所及び緊急一時避難施設</td></tr> <tr> <td>避難所（※）</td><td>避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）</td></tr> <tr> <td>緊急一時避難施設</td><td>爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設</td></tr> <tr> <td>屋外避難施設</td><td>長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設</td></tr> </tbody> </table>				施設区分	定義等	屋内避難施設	避難所及び緊急一時避難施設	避難所（※）	避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）	緊急一時避難施設	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設	屋外避難施設	長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>用途</th><th>施設（例示）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一次避難場所 (都計画では避難所)</td><td>避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所</td><td>・区立・中学校 ・都立高校 ・社会教育館 ・体育館 ・ホール等</td></tr> <tr> <td>二次避難所</td><td>自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所</td><td>・社会福祉施設</td></tr> <tr> <td>広域避難場所 (都計画では避難場所)</td><td>特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース</td><td>・都立公園 ・大学等</td></tr> </tbody> </table>				区分	用途	施設（例示）	第一次避難場所 (都計画では避難所)	避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・区立・中学校 ・都立高校 ・社会教育館 ・体育館 ・ホール等	二次避難所	自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・社会福祉施設	広域避難場所 (都計画では避難場所)	特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・都立公園 ・大学等																													
施設区分	定義等																																																									
屋内避難施設	避難所及び緊急一時避難施設																																																									
避難所（※）	避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）																																																									
緊急一時避難施設	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設																																																									
屋外避難施設	長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設																																																									
区分	用途	施設（例示）																																																								
第一次避難場所 (都計画では避難所)	避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・区立・中学校 ・都立高校 ・社会教育館 ・体育館 ・ホール等																																																								
二次避難所	自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・社会福祉施設																																																								
広域避難場所 (都計画では避難場所)	特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・都立公園 ・大学等																																																								
※都が指定している施設には、災害対策基本法における福祉避難所も含む。																																																										
6 生活関連等施設の把握等				6 生活関連等施設の把握等																																																						
(1) 生活関連等施設の把握等				(1) 生活関連等施設の把握等																																																						
区は、区内に所在する生活関連等施設について、把握するとともに、都との連絡体制を整備する。 また、区は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について（平成27年4月21日付内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付事務連絡）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。				区は、区内に所在する生活関連等施設について、把握するとともに、都との連絡体制を整備する。 また、区は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成27年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th><th>各号</th><th>施設・物質の種類</th><th>所管省庁名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">27条</td><td>1号</td><td>発電所、蓄電所、変電所</td><td>経済産業省</td></tr> <tr> <td>2号</td><td>ガス工作物</td><td>経済産業省</td></tr> <tr> <td>3号</td><td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td><td>厚生労働省</td></tr> <tr> <td>4号</td><td>鉄道施設、軌道施設</td><td>国土交通省</td></tr> <tr> <td>5号</td><td>電気通信事業用交換設備</td><td>総務省</td></tr> <tr> <td>6号</td><td>放送用無線設備</td><td>総務省</td></tr> </tbody> </table>				国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名	27条	1号	発電所、蓄電所、変電所	経済産業省	2号	ガス工作物	経済産業省	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	6号	放送用無線設備	総務省	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th><th>各号</th><th>施設・物質の種類</th><th>所管省庁名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第27条</td><td>1号</td><td>発電所、変電所</td><td>経済産業省</td></tr> <tr> <td></td><td>2号</td><td>ガス工作物</td><td>経済産業省</td></tr> <tr> <td></td><td>3号</td><td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td><td>厚生労働省</td></tr> <tr> <td></td><td>4号</td><td>鉄道施設、軌道施設</td><td>国土交通省</td></tr> <tr> <td></td><td>5号</td><td>電気通信事業用交換設備</td><td>総務省</td></tr> <tr> <td></td><td>6号</td><td>放送用無線設備</td><td>総務省</td></tr> </tbody> </table>				国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省		2号	ガス工作物	経済産業省		3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省		4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省		5号	電気通信事業用交換設備	総務省		6号	放送用無線設備	総務省
国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名																																																							
27条	1号	発電所、蓄電所、変電所	経済産業省																																																							
	2号	ガス工作物	経済産業省																																																							
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省																																																							
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																							
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																							
	6号	放送用無線設備	総務省																																																							
国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名																																																							
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省																																																							
	2号	ガス工作物	経済産業省																																																							
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省																																																							
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																							
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																							
	6号	放送用無線設備	総務省																																																							

(変更案) 目黒区国民保護計画				(現行) 目黒区国民保護計画			
28条	7号	水域施設、係留施設	国土交通省		7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省		8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省		9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物資等(国民保護法施行令第28条)の取扱所			10号	危険物資等(国民保護法施行令第28条)の取扱所	
	1号	危険物	総務省消防庁		1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省		2号	毒物・劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省		3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省		4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省		5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省		6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省		7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省
	8号	毒薬・劇薬(医薬品医療機器等法)	厚生労働省 農林水産省		8号	毒薬・劇薬(薬事法)	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省		9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)		10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省		11号	毒性物質	経済産業省
(2)(略) 第3章 物資及び資材の備蓄、整備 (略) 1 区における備蓄 (1)(略) (2)国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材 区は、国民保護措置の実施のため特に必要となる物資及び資材について備蓄する。また、地下に所在する避難施設などで防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。 (3)(略) 2(略)				(2)(略) 第3章 物資及び資材の備蓄、整備 (略) 1 区における備蓄 (1)(略) (2)国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材 区は、国民保護措置の実施のため特に必要となる物資及び資材については、都及び関係機関の整備状況等も踏まえ、あらたに備蓄、調達に努める。 (3)(略) 2(略)			

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p>第4章 国民保護に関する普及・啓発</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住民がとるべき行動等に関する普及・啓発</p> <p>(略)</p> <p><u>区は、都と協力し、住民や事業者、学校等の施設管理者が、武力攻撃事態等において、全国瞬時警報システムによる情報伝達や避難の指示等に基づく適切な避難行動や避難誘導等が行えるよう作成したパンフレットや動画を活用し周知する。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発</p> <p>区は、都及びその他関係機関と協力しつつ、<u>ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく</u>武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて普及・啓発に努める。</p> <p>4 住民・事業者に望まれる平素からの備え</p> <p>(1) 警報が発令されたときの行動及び避難行動の理解</p> <p><u>日頃から、武力攻撃事態や大規模テロ等（緊急対処事態）に遭遇した場合に取るべき行動について、理解してもらうことが重要である。</u></p> <p>(2) 備蓄</p> <p><u>地震などの災害に対する日頃からの備えとして実践している、避難用の非常持ち出し品や数日間を自足するための備蓄品は、武力攻撃事態等における避難時においても役立つものであると考えられる。</u></p> <p>(3) 訓練への参加</p> <p><u>上記（1）の避難行動等の理解を深めるためにも、住民・事業者等にも訓練に参加してもらうことが重要である。</u></p> <p>○<u>弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に取るべき行動について</u></p> <p><u>全国瞬時警報システムにより弾道ミサイル発射情報が発令されたら</u></p> <p>【逃げる】</p> <p><u>屋外にいる場合、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中や、地下に避難する。</u></p> <p>【離れる】</p> <p><u>屋内にいる場合、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。</u></p> <p>【隠れる】</p>	<p>第4章 国民保護に関する普及・啓発</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住民がとるべき行動等に関する普及・啓発</p> <p>(略)</p> <p><u>区は、都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図るよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発</p> <p>区は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて普及・啓発に努める。</p> <p>(新設)</p>

(変更案) 目黒区国民保護計画	(現行) 目黒区国民保護計画
<p>屋外にいる場合で、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。</p> <p>※東京都防災ホームページ：弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に取るべき行動について https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1022489.html</p> <p>○警報が発令された場合に直ちにとるべき行動（例）</p> <p>屋内にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドアや窓を全部閉める。 ・ガス、水道、換気扇を止める。 ・ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。 <p>屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難する。 <p>○武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点</p> <p>ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃当初は屋内に避難し、その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。 屋内の避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。 <p>イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。 <p>ウ 航空攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃の目的地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられる。屋内への避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。 <p>エ 着上陸侵攻の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定される。 ・避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定される。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難する。 <p>オ N B C攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃やテロの手段としてN B C（核物質、生物剤、化学剤）が用いられた場合には、特別な対応が必要となることから、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要である。 <p>※内閣官房国民保護ポータルサイト：武力攻撃やテロなどから身を守るために https://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo_manual.html</p>	